

林業技術研修に関するよくある相談・Q & A

Q 認定林業事業体の従業員でないと参加できないの？
A 認定林業事業体の従業員も対象としていますが、認定林業事業体以外の森林組合、第三セクター、林業会社、素材生産事業体（一人親方を含む）等に雇用されている者及び林家（後継者を含む）など広く対象としています。
Q 資格取得だけはできるの？
A 各研修コースには資格取得以外に座学や実習のカリキュラムが組まれており、資格取得だけを受講することはできません。
Q 従業員を研修に参加させる場合補助はないの？
A 森林整備担い手確保育成対策事業（県単独事業）で、森林組合、第三セクター、認定林業事業体、素材生産事業体、森林所有者等の事業主に対し、研修助成金（事業主が派遣する研修生の研修期間中に支払う基本給に対する補助）が交付される制度（森林整備担い手確保育成対策事業：市町補助）の対象になる場合があります。
Q 研修参加に要する経費は？
A 県は、受講料、教材費等研修に要する経費を負担しますが、食費やシーツのクリーニング代（宿泊者のみ）等の実費は徴収します。
Q 研修参加の申込時期と書類の提出先は？
A <ul style="list-style-type: none">・申込時期 令和5年度の研修生募集については、4月21日に受付が締め切られますので、それまでに申し込みしてください。・書類の提出先 受講希望者は、居住地又は事業所所在地を管轄する県森林林業課、林業振興課または森林林業振興班に受講申込書等を提出してください。受講申込書は、林業研究センターのホームページからダウンロードできるほか、県森林林業課、林業振興課または森林林業振興班からも入手可能です。
Q 1年で全部の研修を受講することは可能か？
A 年齢や経験年数等の受講資格を満たせば可能です。
Q 通所による研修受講は可能か？
A 通所は可能です。一昨年よりリモート講義（可能なもの）を取り入れています。宿泊施設が完備されていますが、宿泊希望多数により宿泊できない場合があります。
Q 緑の雇用研修と林業技術研修の違いは？
A <ul style="list-style-type: none">・受講対象者 緑の雇用研修は認定林業事業体に雇用されている従業員を対象としています。県の林業技術研修は、認定林業事業体以外の事業体に雇用されている従業員や個人など広く対象としています。・研修のコンセプト 緑の雇用研修は、認定林業事業体に就業した未経験者を、就業年数に応じて研修の内容をステップアップさせ、将来の森林・林業の担い手になるために必要なさまざまな技能を身につけられるよう体系的に研修を運営しています。 県の林業技術研修は、林業就業経験が短い者への森林・林業全般の技術・知識の付与をとおした新規の技術者の養成と、ある程度林業経験を積んだ者への林業架線作業技術や高性能林業機械作業システムを主体とする技術・知識の付与をとおした中堅技術者の養成及び、指導者を対象とした労働安全衛生や人材育成に関する研修を運営しています。

林業技術研修に関するよくある相談・Q & A

Q 各研修で取得できる資格は？

A フォレストワーカー養成コース

- ・伐木等の業務に係る特別教育（チェンソー）
- ・刈払機取扱作業者安全衛生教育
- ・小型車両系建設機械運転業務特別教育（整地）（機械本体質量3t未満のバックホー）
- ・玉掛け技能講習
- ・走行集材機械の運転業務の特別教育

林業架線作業技術コース

- ・林業架線作業主任者免許
- ・小型移動式クレーン運転技能講習（つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーン）
- ・機械集材装置の運転の業務特別教育
- ・荷役運搬機械等によるはい作業従事者安全教育
- ・簡易架線集材装置等の運転の業務の特別教育（スイングヤーダ、タワーヤーダ、木寄せワインチ）

【愛媛県林業技能技士】

高性能林業機械作業技術コース

- ・車両系建設機械（整地等）技能講習（機体本体質量3t以上のバックホー）
- ・車両系建設機械（解体用）技能講習（機体本体質量3t以上のバックホー）
- ・不整地運搬車技能講習
- ・走行集材機械の運転の業務の特別教育（フォワーダ、小型運材車等）
- ・伐木等機械の運転の業務の特別教育（ハーベスター、プロセッサ、グラップル等）
- ・簡易架線集材装置等の運転の業務の特別教育（スイングヤーダ、タワーヤーダ、木寄せワインチ）
- ・はい作業主任者技能講習
- ・フォークリフト運転技能講習（任意）
- ・地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習（任意）
- ・大型自動車運転免許（任意）

【愛媛県高度林業機械技士】

【愛媛県フォレストマイスター】

Q 個人での研修参加は可能か？

A 認定林業事業体の従業員も対象としていますが、認定林業事業体以外の森林組合、造林業者、育林業者、素材生産業者、森林所有者など広く対象としています。